

「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」 (民事再生法174条2項3号)に該当する不認可事由があるとはいえない とされた事例(最高裁令和3年12月22日第二小法廷決定)

秋田 康博
Yasuhiro AkitaPROFILEはこちら 

第1 はじめに

民事再生手続は、これまでの債務の支払を一旦停止した上で、債務の圧縮(債務の一部の免責)を含む新たな支払計画(再生計画)を立て、これについて債権者の賛同を得た上でその計画に従った弁済をすることで、債務超過等の状況にある債務者が事業の再生を図る手続です。再生債務者において実現可能な内容であり、かつ再生債権者にとっても納得のいく内容の再生計画を立てることが肝であって、そうした再生計画案について再生債権者により可決されること及び裁判所の認可決定を得ることが最も重要な課題の一つといえます。

第2 再生計画が不認可となる場合

再生計画案は再生債権者の決議によって可否が決定されることとなります(民事再生法172条の3第1項、191条3号。以下、条文の摘示はいずれも民事再生法を指します。)。そして、再生債権者により再生計画案が可決された場合には、裁判所は、債権者の多数の意向を尊重して再生計画を成立させるべく、不認可事由がない限り、再生計画認可の決定をすることになります(174条1項、2項)。裏を返せば、再生計画が可決されたとしても、不認可事由がある場合には不認可決定がなされ、再生手続は終了してしまうこととなります(77条4項、249条

2項、250条1項参照)¹。

こうした不認可要件の審査手続が置かれている目的は、主として、再生債権者の多数決により可決された再生計画案について、少数派債権者の最低限の利益保護及び手続の適正の担保を図ることとされています。この不認可要件は、原則として次の4つです(同項各号²)。

- ① 再生手続又は再生計画が法律の規定に違反し、かつ、その不備を補正することができないものであるとき(1号)
- ② 再生計画が遂行される見込みがないとき(2号)
- ③ 再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき(3号)
- ④ 再生計画の決議が再生債権者の一般の利益に反するとき(4号)

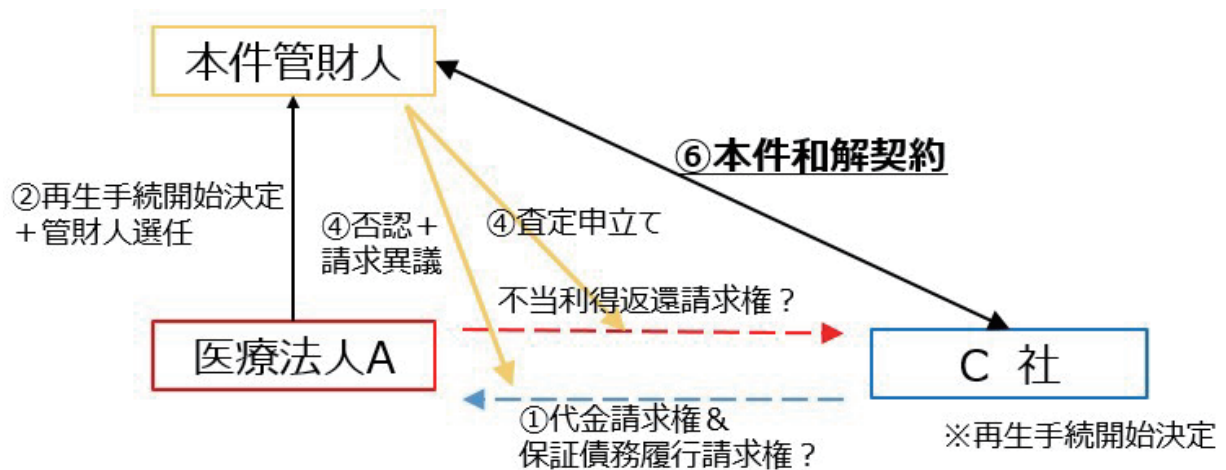
第3 事案の概要(最高裁令和3年12月22日第二小法廷決定)

これらの不認可事由のうち③について問題となったのが今回ご紹介する決定です。本事案は、医療法人Aを再生債務者とする再生手続においてされた再生計画認可の決定に対し、再生債権者Xらが民事再生法174条2項3号等に該当する事由があると主張して即時抗告をしたところ、原審(東京高裁令和2年11月26日決定)が上記事由はないとして抗告棄却決

1:裁判所は、再生計画案の付議決定をするに際して一度審査をしていることから(169条1項)、実際に可決された再生計画が不認可となる例は多くありません。

2:ただし、住宅資金特別条項を定めた再生計画について202条、小規模個人再生における再生計画について231条2項。

定をしたことから、Xらが、同決定に対してさらに抗告をしたものです。



1 時系列

- ①医療法人であるA及びBは、C社との間で、それぞれ医療機器の取引を行っていたところ、その取引に関し、A及びCは、平成30年6月21日、AがCに対する売買代金等5億7770万円余等の支払義務を負うこと及びAがBのCに対する売買代金等4億2200万円余等の債務につき連帯保証債務を負うことを認める内容の執行認諾文言付きの公正証書（「本件公正証書」）を作成した。なお、A及びCは、いずれも弁護士を代理人に選任して本件公正証書を作成した。
- ②Aは、令和元年8月27日、東京地裁において再生手続開始決定を受け、管財人（「本件管財人」）が選任された。
- ③Cは、東京地裁に対し、本件公正証書記載の債権のうち売掛金債権5億2027万円余等及び連帯保証債権4億0740万円余等につき、執行力ある債務名義のあるものとして債権届出をした（「本件届出債権」）。
- ④その頃、Cも福岡地裁において再生手続開始決定を受けていたところ、本件管財人は、Cの再生手続において、AのCに対する21億円余の不当利得返還請求権につき債権届

出をしたが、Cがその全額を否認したことから、令和元年11月20日、東京地裁の許可を得た上で、上記届出債権（「A届出債権」）の額を11億7541万円余と査定することを求める申立て（「本件査定申立て」）をした。

また、本件管財人は、Aの再生手続での債権調査において、本件届出債権につき、その全額を否認し、令和2年1月14日、東京地裁の許可を得た上、本件公正証書の執行力の排除を求める請求異議の訴え（「本件請求異議訴訟」）を提起した。

- ⑤本件管財人は、令和2年3月31日、東京地裁に再生計画案（「本件再生計画案」）を提出した。東京地裁は、令和2年4月17日、本件再生計画案を決議に付する旨の決定をし、上記決議のための債権者集会の期日を令和2年7月15日午後3時と定めた。
- ⑥本件管財人は、令和2年6月23日、東京地裁の許可を得た上で、Cとの間で、要旨次のとおり和解契約（「本件和解契約」）を締結した。

- ア 本件管財人は本件査定申立て及び本件請求異議訴訟を取り下げる。
- イ 本件管財人がアの取下げをした場合、Cは本件再生計画案に賛成する。
- ウ Cは、本件再生計画の認可決定が確定したときは、Aに対し、解決金として640万0800円を支払う。
- エ Cと本件管財人は、本件再生計画の定めによる権利変更後に本件届出債権につきAがCに対して弁済すべき額が640万0800円となることを確認し、本件再生計画の認可決定が確定したときは、変更後の本件届出債権とウの解決金債権とを対当額で相殺する。
- オ Cと本件管財人は、AとCとの間には、本件和解契約で定めるもののほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- ⑦ 本件管財人は、本件和解契約に従い本件査定申立て及び本件請求異議訴訟を取り下げた。
- ⑧ Cは、本件和解契約に従い本件再生計画案に賛成票を投じたところ、本件再生計画案は、上記債権者集会において、議決権者の議決権の総額の約61%の同意を得て可決された。なお、Cは約20%の議決権を有していた。

第4 争点

Xらは、本件和解契約の締結はCに対して不正な利益を供与するものであり、本件再生計画案の可決は信義則に反する行為に基づいてなされたものであるとして、民事再生法174条2項3号により不認可決定がなされるべきである旨主張しました。そこで、本件事実の下で民事再生法174条2項3号に該当する事由が認められるか否かが争点となりました。

第5 裁判所の判断

最高裁は、要旨次のとおり判断し、上記事由はないと判断しました。

本件和解契約の内容は、本件再生計画認可決定の確定に

より、AがCに対する解決金債権を取得し、これとの相殺により権利変更後の本件届出債権を消滅させることができるものであるところ、同契約締結当時、本件届出債権の存在等を裏付けるものとしては本件公正証書が存在する一方、本件管財人は本件届出債権の不存在及びA届出債権の存在を裏付ける確たる証拠を有しているとはいえない状況にあったこと、Cにつき再生手続が開始されており、仮にA届出債権の存在が確定したとしても、通常はその少なからぬ部分につき回収不能となることが見込まれたこと等から、本件和解契約の締結はAにとっても合理性がある。

そして、「本件和解契約の内容、Aの置かれていた客観的状況に加え、本件和解契約の締結の経緯等にも照らせば、本件和解契約の締結が専らCの議決権行使に影響を及ぼす意図で締結されたとまではいえ」ず、「これらの事情に照らせば、本件和解契約の締結が、Cに対して不正な利益を供与するものであるとも信義則に反する行為に当たるとも断じ難いというべきであって、本件の事実関係の下において、本件再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとまではいえない」から、174条2項3号の不認可事由はないとした原審の判断は是認し得る(抗告棄却)。

第6 考察

本件和解契約締結については、本件届出債権とA届出債権のそれぞれの立証の見込み、Cが再生手続中であって回収可能性が高くないことなどを指摘して合理性があるとされました。仮に本件管財人が請求異議訴訟と査定申立てを取り下げなかった場合には、本件届出債権の成立が認められ、他方、A届出債権の成立は否定されることになった可能性が相応にあったものと思われます。そのような管財人側に不利な結論になるリスクに鑑み、和解によりAのCに対する解決金債権を発生させた上で本件届出債権を相殺処理できるようにすることで、実際にはAC間での金銭の移動がない形で紛争解決を図ることとしたのは、Aや、ひいては他の再生債権者に

とっても利益になる内容といえ、その点で合理性のあるものと考えられます。

他方で、本件和解契約によりCが本件届出債権全額に相当する議決権を行使できるようになったところ、再生計画案に同意した約61%のうち約20%をCが占めていたことから、その点では他の再生債権者に多大な影響を与えたものといえます。

この点に関しては、本判決の補足意見が示唆に富む指摘をしています。

菅野・草野補足意見は、民事再生法が、再生債務者と再生債権者との間の民事上の権利関係を適切に調整することと、再生債務者の事業の再生を図ることという二つの目的を達成するために、管財人に再生計画案の作成、提出を義務付けるとともに、再生計画案の可決要件として頭数要件及び議決権要件が課されている旨指摘した上で、管財人が、最も合理的と考えて作成されることが想定される再生計画案を可決させるために、再生債権者の同意を求めるべく、事前又は事後に、再生債権者との間で、説明、協議、説得、合意等をする場合があることを認めています。他方で、上記の二つの目的が相反することがあり、両者の折り合いがつけられなかった場合には、時間の経過とともに再生債務者の事業価値が劣化し、両目的がいずれも達成できなくなる危険性があることから、管財人は、時機を失することなく両目的を同時に達成すべく努めなければならないとしています。そして、その観点から、「管財人の再生債権に対する認否や再生債務者の債権の主張、訴訟活動等も、一方から見ての正しさを求めるだけではなく、管財人の主張立証の奏功する確率、これに要する時間、当該事業の事業価値の状況と変化見込み等々、諸般の事情を勘案しながら、迅速な手続の進行を図らなければならない」と指摘して、本件のように、「管財人が、一部の再生債権者との間で、再生債権の存否等に関し一定の合意をしたり、(中略)再生計画案に同意する旨の合意を取り付けたり(中略)したとしても、そのことのみから直ちに「不正の方法」

を取っていると判断することはできない」としています。

もっとも、このような合意等を無制限に認めることは、再生債権者の議決権の行使の自由を実質的に侵害するなどの事態を招きかねないとして、「他の再生債権者に不信感や不公平感を抱かせるような合意等については、事案ごとに、それが「不正の方法」に当たるか否かを慎重に検討せざるを得ない場合もあろう」として、一定の制約があることも認めています。そして、本件の事情の下では、本件和解契約の締結を「不正の方法」と認めるに足りる的確な事情を認めるに足りる証拠は見当たらないとしました。

さて、実際の民事再生手続の中で、再生債務者又は管財人と、再生債権者とが、再生債権の存否・金額等の争いに関して和解契約を締結し、その中で、再生計画案への同意の約束を取り付けることは間々見受けられます。こうした交渉や合意をすること自体、直ちに「不正の方法」とされるものではないようですが、上記補足意見を踏まえれば、こうした合意等が「他の再生債権者に不信感や不公平感を抱かせるような」ものである場合には、慎重な検討が必要となると考えられます。そうした判断は個別の事情の下で行われることになるのですが、民事再生手続がDIP型なのか管理型なのか、和解契約の中に再生計画案への同意を取り込んでいるか否かといった事情を含め、個々の事情がどのように判断に影響するのか、またどのような合意等であれば「不正の方法」に該当しないのかなどといった点は、実際にこうした合意等を行う際に大きな影響を与えるものといえますので、今後の更なる検討や事案の集積が待たれるところです。

第7 おわりに

本決定は、管財人が、再生債権の存否・金額等について争いのあった再生債権者との間で、再生計画案への同意を含む和解契約を締結したことに関し、最高裁が、認可決定の要件(不認可事由)のうち、「再生計画の決議が不正の方法によって成立するに至ったとき」に該当しないことについて、事

案に即して具体的に判断したものです。補足意見も含め、債権者・債務者のいずれの立場からも参考になると思われますので、ご紹介した次第です。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】